

※詳細は、車検証の記載を確認してください

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
※メーカー名	※〇〇-〇〇〇〇	※〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	長さ	※cm単位 センチメートル
			幅	※mm単位切捨て センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	※個人の場合、住民票と同じ 法人の場合、営業所の所在地(申請者住所と異なる場合あり)			
自動車の保管場所の位置	※所在地を住居表示で記載 ない場合は地番を記載する			
※保管場所標章番号				

警察職員使用欄	
軽自動車の大きさ	
長さ	340cm以下
幅	148cm以下
高さ	200cm以下
上記の大きさに全て該当する場合は軽自動車の可能性あり。申請者に必ず確認すること。	
<input type="checkbox"/> 軽自動車ではない	

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

年 月 日

警察署長 殿

〒 _____

※個人の場合、住民票(印鑑証明書)と同じ
法人の場合、印鑑証明書の所在地、法人名

住所

申請者

フリガナ _____

氏名 _____

電話 _____

第 号

自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年 月 日

警察署長

※所有区分に○をする

所有区分	自己
	他人
	共有

申請車登録番号	
代替車登録番号	※代替の場合に記載する
車台番号	

連絡先	※行政書士の連絡先(氏名、電話番号)を記載する
-----	-------------------------

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
 - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
- 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

軽自動車はこの様式では手続きできません

○証明書の有効期間は、証明の日から一ヶ月です。